

令和3年度(2021年度)第3回環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和3年(2021年)10月28日(木曜日)10時00分から11時40分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階 議運・理事室

3 出席者 環境審議会委員(13名)

篠原	亮太	会長	高宮	正之	副会長
鳥居	修一	副会長	川越	保徳	委員
原島	良成	委員	宮瀬	美津子	委員
泉	勇氣	委員	阪本	恵子	委員
澤	克彦	委員	宮園	由紀代	委員
村山	勝年	委員			

※以下の委員はオンライン参加

阿部	淳	委員	張	代洲	委員
----	---	----	---	----	----

事務局(9名)

三島	健一	環境局長	本田	昌浩	環境推進部長
村上	慎一	資源循環部長	池田	賀一	首席審議員兼環境政策課長
永田	努	首席審議員兼水保全課長	下錦田	英夫	廃棄物計画課長
吉田	香織	環境共生課長	橋本	倫子	環境政策課副課長
兼平	進一	審議員兼温暖化・エネルギー対策室長			

4 欠席者 環境審議会委員(2名)

中田	晴彦	委員	波村	多門	委員
----	----	----	----	----	----

5 次第

(1) 開会

事務局挨拶

配布資料の確認

(2) 議題

審議事項

第4次熊本市環境総合計画答申案について

報告事項

第4次熊本市環境総合計画素案（たたき台）について

(3) 閉会

6 配布資料

次第

資料1 第4次熊本市環境総合計画答申案

資料2 第4次熊本市環境総合計画答申案についての委員からの
意見及び本市の対応方針

資料3 第4次熊本市環境総合計画素案（たたき台）

開 会

【事務局挨拶】

三島 環境局長 挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 15 人中 13 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【審議事項 第 4 次熊本市環境総合計画答申案について】

篠原 会長 第 4 次熊本市環境総合計画答申案について、事務局からの説明を求める。

橋本 環境政策課副課長

(資料 1、2 について説明)

篠原 会長 答申案の説明があった。何かご意見やご質問はあるか。

澤 委員 脱炭素という動きは、二酸化炭素をどうしようというレベルではなく、社会全体の在り方をシフトさせることで、政府の方針としても出てきている。また、地域の色を強く出そうということで、今回の計画においてどのように盛り込んでいくのか。

今後、非常に関心事として高くなってくるかと。ただ表現としてはどうしても温暖化防止という言い方は、現場レベルで、致し方ないところかと思うが、今後の 5 年先の見直し段階であれば、かなり具体的に熊本市としても、また都市圏としても進んでいるところを、先取りできるところだけ反映させたらよいのではという感覚もあるが、あまり無責任なことも書き込めないという難しさがあると思う。このあたりの方向性について、事務局の考えを改めてお聞かせいただきたい。

橋本 環境政策課副課長 答申書案においては、持続可能な脱炭素社会の実現という表現にしているが、これは澤委員からのご指摘を踏まえてこの表現にしている。計画の全体版の中で、いただいたご意見も踏まえて、記載できるものを整理していきたいと考えている。

篠原 会長 澤委員よろしいか。

澤 委員 加速的に動いていく施策群であり、また乗り遅れたときの幅が広がっていくため、この計画をもとにどれだけセンサーをしっかりと張っておくかということが大事になってくるかと考える。それがひいては市民の活動や問題意識、企業の行動にも、関わってくるというふうに考えているので、ぜひそのあたりの盛り込み方については、引き続き議論していきたい。

篠原 会長 その内容につきましては次に議論する。素案の中に具体的な中身で埋めていく形で進めてできあがればいいと思う。

では、皆さんご意見ないようなので、この答申案をお認めいただくということでよろしいか。

はい。異議なしということで、そのように、事務局進めていただきたい。

それでは第4次熊本市環境総合計画素案たたき台について事務局に説明を求める。

橋本 環境政策課副課長
(資料3について説明)

篠原 会長 たたき台の説明があった。何かご意見やご質問はあるか。

原島 委員 「主なものを記載」とほぼ全部のページに書いてあり、また説明でも主なものを説明されるということだったが、何をもって「主なもの」と「そうでないもの」を区別されたのか、詳しく教えてほしい。

橋本 環境政策課副課長 庁内検討を同時に進めており、ある程度記載ができるようなものをこちらの資料にピックアップし整理している。

原島 委員 事務局で検討をある程度進めたものがここで「主なもの」であって、検討がまだされていないものが「主ではないもの」ということでよろしいか。

橋本 環境政策課副課長 はい。

原島 委員 関連すると思うが、前回、すでに個別の項目、あるいは成果指標等について委員から意見が出ていたと思うが、それに関する回答は、どうなっているか。

橋本 環境政策課副課長 本日はその個別のご意見に対する回答の資料を準備できて

いないが、ご意見については事務局で確認し、関連部局とも相談しながら、成果指標等として設定できるものについては、配付資料に反映させている。ご意見によっては、指標として設定が難しく反映できてないものもある。

原島 委員 未検討のものと回答は回答としてはなされないということと承ったが、未検討のものはいつの審議会で出てくるのか。

橋本 環境政策課副課長 そちらのほうは、内部で整理している資料があるので、そこを改めて整理して、ご提供の検討をさせていただきたい。

原島 委員 この計画が定まって、議会に報告されるより前に審議会をやらなければならないため、スケジュールの心配をしている。

篠原 会長 今後のスケジュールがどうなるか。皆、多忙な中、この会議に出席してもらっているので、この会議はどういうふうが続いていくのか、あとどれだけ審議しなければならないのか。まだ検討段階のものがかなりある。そういった点について何か。

川越 委員 1点目は「主なもの」とは、これは何の主なものか、例えば具体的取組に関する主なものなのか、方向性に関する主なものなのか。

2点目は、例えば14ページの生物多様性の成果指標のところ、単純な質問だが、表の中のR13目標値の欄にかっこ書きでR5とかあるのは何なのか。

3点目は、R2基準値の「基準値」の意味は何なのか、実績値なのか、それともそのときの目標値なのか。

4点目は、目標値を検討中とは、設定の考え方がまだ定まらないので、多分検討中だと思うのだが、要はそこが定まっていないという意味なのか、それともそれは定まっているが、具体的に数字が定まらないという意味なのか。

5点目は、リサイクル率に関して、目標値は書かれているが、逆に、考え方が書かれていない。これ何か意味があるのか。17ページのR13の目標値は設定されているが、考え方がないのはなぜか。

6点目は、方針7に関しては、横断的な取組ということで、KPIはないのかもしれないが、初めから7に関してはKPIを設定しないつもりだったのか。

橋本 環境政策課副課長 川越委員の6つの質問に対し、それぞれ回答する。

1点目は、「主なもの」の対象については、取組及び成果指標、いずれもその施策の方向性の枠の中について説明をしている。

2点目は、R13の目標値がかっこ書きで、別の年度が入っている件については、計画

自体の範囲が他局所管の指標について、本計画の期間に合わせて目標値を設定するというのが困難なものもあるため、設定している指標の多くは、市の総合計画や個別計画に掲げた指標をそのまま設定している。したがって、総合計画や個別計画の目標値の時期に合わせているが、本計画の中間見直し時に改めて目標値についても見直すこととした。

川越 委員 それでは、最終的にはかっこ書きがなくなると考えてよいのか。

橋本 環境政策課副課長 原則として、目標値の時期は R13 だが、例外的にかっこ書きの表記は残る。

川越 委員 それならば、そのように分かるよう書いた方がよい。

橋本 環境政策課副課長 3 点目は、基準値はイコール R2 の実績値を落とし込んでいる。それから 4 点目は、指標自体検討中のものもあれば、目標値の数値が定まらないものもある。

5 点目のリサイクル率の目標値設定の考え方については記載漏れのため、後ほど説明をさせていただく。

6 点目は、基本方針 7 については、川越委員のご意見いただいたとおりで、成果指標の設定自体が困難であるため、成果指標の設定を省略している。

篠原 会長 リサイクル率のところはどうか。

下錦田 廃棄物計画課長 17 ページ記載のリサイクル率の目標値の 30%については新たな計画を策定中である。現計画の中で掲げていた 30%が達成できなかったため、引き続き目標値としている。

リサイクル率については、家庭ごみが出たときに、焼却したり、最終的には埋立てしたりするものもある。その中から、再資源化できるものは、資源化するというもので、リサイクルしているものである。

篠原 会長 今の回答で質問に対する回答はよろしいか。

川越 委員 はい。

村山 委員 17 ページの関連になるが、意見と質問を挙げたい。まず今リサイクル率の問題が出たが、以前発行された熊本市ごみレポートでの数値と本資料での数値に違い

がある。資料では R1 基準値は 23.9 となっているが、ごみレポートでは 24.2 となっており、16 ページの数値も若干異なる。今後の基本となる数値のため、精査をお願いしたい。

また、R13 目標値リサイクル率 30%とあるが、環境省の資料などを読むと千葉市はすごい数字が出ている。参考にして、いいところ取りしてほしい。目標値をもう少し上げたほうがいいのではないかな。

それから、もう一つ、市民としての意見であるが、この 1 人当たりのごみの量とかりサイクル率とか、市民にはわかりづらい。特に町内会長などとも話す機会があるが、あまり理解されていないようだ。これを市民にわかりやすいよう、例えば、ごみを 10 袋出していたところを例えば 5 袋にするとか。何か分かる言葉でこの資料とは別になると思うが、ぜひ今後考えてほしい。

下錦田 廃棄物計画課長 まず、村山委員から指摘があった数値の違いについては、精査していく中で数値を変更したものである。また、リサイクル率の設定については、他都市と単純に比較出来ないところがあり、それは事業系のリサイクル率が入っているなど、熊本市は家庭系だけにしている。全ての自治体が家庭系だけではないため、その点を理解してほしい。3 点目については委員のおっしゃるとおり、市民の皆様にはわかりやすい広報は必要だと考えている。今後、さらに研究して、よりわかりやすいものにした

川越 委員 単純な質問だが、確認のため、環境負荷の少ない持続可能な循環社会のところだけ基準値が全て R1 だが、これは何か意味があるのか。

下錦田 廃棄物計画課長 16 ページのごみの基準値についてはコロナの影響により、R2 はかなり多くなっている。家にいる時間が長くなり片づけ等を行うことで、ごみが多く排出された経緯があるからである。そのため、ごみの排出量の基準値については、R2 ではなく R1 を基準にするところで、今廃棄物関係の基本計画も策定中である。

川越 委員 そうであれば、例えば 10 ページの地下水採取量もコロナの影響について考えたほうがよいのでは。

永田 水保全課長 例えば昨年度、市民 1 人あたりの生活用水使用料は 210 リットルを目指して運動を進めてきているところで、これまで順調に低下傾向にあったが、昨年度は 229 リットルということで非常に増えている。

これは、家庭にいる時間が増えたことと手洗いのために水を使い出したということだ。目標値については、R6 までの目標値としている。今後は、今年度の状況を見る中で、

目標値について改めて検討したいと考えている。

張 委員 方針 6 について、アメリカや EU では買い物のときは、完全に紙袋になっている。バイオプラスチックは、今よりはいいが、将来的にはいいとは言えない。ごみについても紙袋で捨てるなどの方法を考え、今後 5 年から 10 年の計画で、紙袋を作れる工場の技術開発はバイオプラスチックよりハードルははるかに低い。

二酸化炭素の箇所は市民レベルでどのように排出しないか。節約は 1 つの方法だが、プラスチックとか生産の立場で見ると消費しないと二酸化炭素排出量は下がる。この辺を踏まえ、熊本市は後世を見据えて少しテストとか頑張ってやってみたらいいかなと。そうすると、5 年から 10 年後には効果が出るのでは。

篠原 会長 今、プラスチックを使うとき、紙を使用するという大きな話が出たが、熊本市としてそういう方向性はあるか。

村上 資源循環部長 今お話のあった今後のプラスチックの在り方については、私どもも発生抑制には力を入れていきたいと考えている。提案のあった、ごみ袋を紙へとといったことについては、勉強不足でそういった技術がどこまでできるかということも把握していない。

今後、発生抑制を考える中で、具体的なものについても参考にさせてもらい、取り入れられるものは取り入れていきたいと思う。ただ、この計画自体に個別の案件を入れるのではなく、今後の課題として捉えたい。

池田 環境政策課長 先ほどの温暖化については 19 ページに温室効果ガス、CO₂ の排出量ということで、成果指標としては連携中枢都市圏 18 市町村で非常に大きな数字が出ている。当然、数字の目標だけだと、どう自分たちが動き出していくのか非常に難しい。そのため、市民向けの広報を今 18 市町村で展開しており、例えば定期的に市民の皆さんに市政だよりや市のホームページ、あるいはツイッターなどで、市民の取組をニュースレターという形で発信している。この計画の中に細かいところまで書けないが、家庭部門、産業部門、交通運輸部門、いろんな部門があるため、それぞれについてこれから働きかけをしていかないといけない。

阿部 委員 14 ページの生物多様性について、1 点目は、環境保全型農業の実施面積は定義が難しいと思うが、どういった計算になっているのか。

2 点目は、GAP 認証取得とあるが、環境保全型農業ということなら県の「くまもとグリーン農業」も含めたらどうか。

3 点目は、指標には、値が小さいほうがいいものと大きいものがいいものがある。江

津湖の調査における指定外来魚の割合で R13 目標値 4.3 以下とあるが、これと同様に他の指標についても小さく抑えたい場合は「以下」を入れた方がわかりやすい。

橋本 環境政策課副課長 ご指摘の成果指標の環境保全型農業の実施面積については、関連部局が別の農水局のため、本日回答を持ち合わせていないため、後日説明させていただきたい。また、指標の設定についてもご指摘を踏まえ、全体的に参考にさせていただきたい。

篠原 会長 目標値について、以上なのか以下なのか、その数値にぴったり合わせるのか、現状ではわからないので、書き込んだほうがいいというご意見いただいた。全体的に訂正してほしい。また、環境保全型農業は定義が難しいということなので、農水局に確認を。

川越 委員 10 ページの地下水の取組の 1 の 3 で河川や水路の水質の保全のところ、具体的取組の第 1 項に「地下水質の常時監視」という地下水の部分と全く同じ文章が書かれているが、これはよいのか。

橋本 環境政策課副課長 誤植のため、公共用水域の常時監視に修正したい。

宮園 委員 1 点目は 19 ページの自転車の利用について、成果指標には 10 年で 20% 増とあり、具体的取組が便利に気軽に安全にというところが抽象的な感じがした。私もずっと自転車通勤をしているが、フットパスを作るとか、デンマークのコペンハーゲン技術などとは随分熊本市は違うので、もう少し具体的なものが出てくるとありがたい。

2 点目は、25 ページの重点的取組の丸の 3 つ目に、緑の「質」を高めると書いてあるが、緑の「質」を高めるとはどういったことなのか教えていただきたい。

橋本 環境政策課副課長 自転車利用の促進の件については、宮園委員のご意見を関係局と共有するが、自転車の走行環境の整備などを想定して記載している。また、ほかの取組とのレベルを合わせるため記載については検討したい。

吉田 環境共生課長 緑の「質」とは、緑の基本計画の中で、自然の木々や植物たちがもたらしてくれる多様な機能や効用のことを呼んでおり、まず、都市環境の維持や改善で、木々の緑陰の提供、大気汚染の改善、気温上昇の緩和、森林等では地下水の涵養である。次に、都市環境の維持改善、都市景観の形成であり、都市の中に木があることで、景観が生まれ、街並みを形成し、魅力が上がるというようなことである。

そのほか、防災減災の考え方が加わり、都市の安全性の確保といった役割もあると考

えている。また、人によい影響を与える、例えば体の健康、気持ちの潤いや安らぎといったことが効用として得られるということで、このようなものをまとめて「質」と呼んでいる。

篠原 委員 内容は幅広いため、このままさっさと書いてしまうと、わかりづらいため、説明書きをくわえるなどして、読者にわかりやすくしてほしい。環境政策課と打ち合せてどう書き込むか検討してほしい。聞いていてなるほどと思った。非常に重要なこと。

宮瀬 委員 13 ページの施策 3 の 2 の文化活動を推進するということでは、具体的な成果指標として、学校等への出張講演の件数とか、文化団体への助成、人づくり基金助成の件数、文化施設での市主催公演の件数といった成果指標が上がっているが、6 ページを見ると、7 の 2 の環境啓発環境教育を推進するということには、具体的な成果指標が入っていない。これからもしかしたら入れるのかもしれないが、教育や市民団体への助成について目標が入る可能性はあるのではないかと思った。

また、学校ではいろんなところを開催させてほしいという要望がたくさん来て、ちょうど学習指導要領に日本の文化を尊重するような内容が入ったこともあり、学校への公演の機会が増えているのかもしれない。急に学習指導要領が変わって増えた基準値に R13 に 21 件は妥当な数値と見ておられるのかもしれない。学校もなかなか難しいところで、文化団体の助成も必要だが、こういうものを開いたら学校にも助成を出すなどの支援の仕方もあるかと思った。ぜひ環境教育のほうでも、何らかの成果指標を設けてほしい。特に、環境保全に頑張っている市民団体等への助成を検討したい。韓国の環境団体との交流を NPO で何回かやったが、韓国から来られるときは、行政からの支援で、青少年を派遣されたりということがあるが、こちら側はお金がなくて、市民団体が民間企業その他の助成金を獲得してやらないといけないので、なかなか受入れができない状況だったりので、熊本市も特に青少年の教育に関して助成を出せば、環境教育も促進されるかと思っている。

橋本 環境政策課副課長 環境教育の推進のところに成果指標は載せていないのは、方針が全体的に、横断的に取り組むものなので、6 までの各事業の活動指標のような形で成果指標の設定が難しいと考え、指標の掲載を省略している。改めて指標の設定、特に施策 7-2 に関する指標の設定については、事務局で検討したい。

また、環境教育の推進にあたっての予算確保についても、熊本地震以降、予算の制約がある中で、市としても工夫できる形でしていかなければならないと思っている。今後どこまで予算的なものが確保できるか今後の検討課題として受け止めたい。

鳥居 副会長 18 ページの成果指標の年間の埋立て処分量、焼却灰を含むというのが

ある。この焼却灰は、東西の環境工場から出てくるもので、元々の要求水準書の中では 20 年間再資源化するという方向であった。ただし 20 年間は担保出来ないということで、数年間、資源化していくという方向にあったはずだ。

そのため、熊本市の焼却灰はもともと資源化がベースで最終処分場には極力焼却灰を入れないような方向性ではなかったか。

下錦田 廃棄物計画課長 焼却灰をリサイクルしていたのは、ほんの一部であり、ほとんどは今までも埋め立て処分していた。

鳥居 副会長 熊本市の最終処分場は十分な確保があったのは、当初知っているが、これだけ大量に焼却灰は持ち込まれてくると、最終処分場は限界がすぐ来る。こういう埋立て処分場は、いろんなところでトラブルが起きている。できるだけ焼却灰に関しては資源化という方向にいく必要があると思う。最終処分場を新たに作ることができるような候補地があるか。

下錦田 廃棄物計画課長 扇田環境センターに埋め立てているが、その代替地は、今のところ検討に至っておらず決定していない。ご指摘のとおり、できる限り埋め立て処分を減らすように、例えば、小型家電は部品を取り除きリサイクルしている。

また、焼却灰のリサイクルについても、現在のところ予算措置ができていないが、今後引き続き検討していきたい。

鳥居 副会長 宇城市、宇土市、美里町や天草もいかにして資源化するという方向にある。また、他県に関してもその方向で今、新たな環境工場が作られている現状がある。熊本市も、極力最終処分場を死守しながら、焼却灰は再資源化するという方向に考えた方がよいのではないか。

下錦田 廃棄物計画課長 鳥居副会長の言われるとおり、今後も引き続き埋め立て処分量を減量するように努めてまいりたい。

篠原 会長 18 ページの 5-3-1 の収集運搬車両の脱炭素化が気になる。簡単に書いてあるが、もう少し加えたほうがいいのかと思う。

下錦田 廃棄物計画課長 EV を見据えたところでの表現である。今現在、他の自治体で EV を導入されて実証実験しているところもあるが、パワー不足といった課題を聞いている。導入可能な EV 車が開発されたら、そういったものも導入するという趣旨で少しばやかして記載している。

篠原 会長 なるべくそういうところを少し書いてあると親切かと思う。

澤 委員 基本方針 6 の 19 ページで、地域から行動し地球環境をまもるに、温暖化対策で並ぶ形で、海洋汚染の防止となっており、ゆるふわ系の雰囲気になっている。

例えば基本方針 5 は、自然共生社会をつくるというふうに言い切っている。重点で脱炭素と言っているところと、基本方針 6 の中で言われていることに少し温度感のギャップというか、大きな方向性を脱炭素で動こうとしているが、足元の基本方針が温暖化対策という言葉で止まっているところをもう少しアップグレードできないのかという印象として持っている。

また、細かいことだが、22 ページの環境教育等に関する具体的取組 7-2-1 のところで丸の 2 番目の体験型ところで、いろいろな講座等をしましょうという中に、恐らくコロナの背景があると思うのだが、明確に非接触型と言い切っているところが、本来は体験というのは実体験的なものが重要なのではないか。これだけというふうに関心を目指すような表現は少し角とったらいいいのではといった印象を持った。

それと 7-2-2 の ESD ととあるところは、打ち出しとしては非常に画期的かと思うが、丸の 2 で、主に小学 4 年生を対象に地下水から温暖化対策に関する副読本を配布とあるが、4 年生に対してはボリュームに感じる。恐らく 4 年生以上の高学年から中学生まで含むようないわゆる義務教育課程の中でも、概念がだんだんわかってくる中に、活用する副読本というニュアンスかと思うので、あえて 4 年生を対象にと主にとしながらも言い切ると、現場との齟齬を少し感じるので、何か根拠があれば教えていただきたい。

最後に 23 ページの中の 7-3-1 市民等の参画・協働、これは条例改正にあたってもさんざん議論があったところだが、市民等の参画・協働により事業効果が高まるものは、積極的に実施するとあるが、事業効果が高くなければ、参画・協働は考えなくていいと裏読みもできてしまうところで、その事業効果が高まるかどうかという判断がどこに委ねられるかによって市民が参画できる機会というのが非常に狭まり、これは高いとみなされるから参画していいという本来の参画・協働という考え方からすると恣意的な読み手、読み方によっては、ハンドリングの難しさ危うさを感じる。

兼平 温暖化・エネルギー対策室長 施策 6-1 の地球温暖化対策を推進の取組 6-1-4 の気候変動による影響への適応ということで、災害対応や農作物の品種、熱中症アラート等の取組があり、この気候変動への適応ということを考えると、この 6-1 を脱炭素とひとくくりにするのは内容的にはみ出るかと思い、法律も地球温暖化対策という法律名称があり、脱炭素の取組と適応と 2 つあるので、そのくくりで整理している。一方で、重点取組で持続可能な脱炭素の取組と書いている。

橋本 環境政策課副課長 環境教育については、非接触型の表現について工夫したいと考える。また、ESD は主に小学 4 年生と表記しているのは、小学校 4 年生を対象に各分野の副読本を配布していることを踏まえて記載した。それ以上の学年に対するものも確認した上で表現について工夫をしたい。

それから、最後に市民等の協働についても、行政のみならず、市民の主体的な参加・協力が必要だと認識しており、表現についても工夫したい。

泉 委員 澤委員からご指摘があった基本方針 6、特に施策 6-1 の地球温暖化対策を推進するというテーマと重点的取組の丸の 2 番目の持続可能な脱炭素社会の実現ということで、その施策・取組の大きさというか包含関係が施策よりも具体的取組のほうが大きくなっているのではというご指摘かと理解した。

その点については、この施策 6-1 の地球温暖化対策を推進するという名称自体は、先ほど了承された答申案にも書かれているので、今からひっくり返すというのは審議会の議論をやり直すことになるので、余り現実的ではない。

24 ページ以降の重点的取組の 2 つの 1 つ目が地下水関係で 2 つ目が脱炭素社会でそれぞれ関連施策として、前者に関しては、基本方針 2 の施策 2-1-2 というのが 26 ページの 1 番下の部分に書かれている。また、2 つ目の脱炭素社会の実現に関しては関連施策が 28 ページの基本方針 6 の施策 6-1 と書かれているが、この点を工夫することで、何とか対応できないか。

要は、その重点的取組がそれぞれ、1 つの施策、1 つの基本方針の中に収まっているように見えることが、澤委員が気になる点と理解している。

例えば持続可能な脱炭素社会の実現というのはメインに関係するのは基本方針 6 の施策 6-1 だが、これは温暖化だけではなくて、資源循環の部分もある。あるいは、その基本方針 7 のような横断的な取組意図も関係してくる部分もあるので、見せ方として、その重点的取組については、1 つの基本方針 1 つの施策に収まってしまうのではなく、いろいろな基本方針施策に関連するようなそういった見せ方を重点的な取組の部分でしていくのが解決策として考えられるかと思った。

その上で、そうなった場合に、重点的取組をしっかり進めていくための進捗を図る成果指標というのが、どれが対応してくるのかということ、しっかり分かるようにするべきかと思う。場合によってはこの重点的取組に独自の成果指標というのを置いて、そういった基本方針、施策をまたがるような重点取組をしっかり重視して、取組を進めていくということを基本計画の中で位置づけていくとういことが考えられるのではないかと。

橋本 環境政策課副課長 ご意見を踏まえ、計画の中で整理していきたい。今、重点的

取組のところに各関連施策を記載している。施策を単体で書いているが、それぞれ中身を見に行くと例えば地下水であったら、いろんな関係団体との連携等の要素もあるので、その辺りを網羅的に関連施策として掲げていきたい。

篠原 会長 重点取組については、慎重に作り上げていただきたい。きちんと皆さんに分かるように、書いていただきたい。

原島 委員 今資料として出ているのが全部ではないということで質問しにくいですが、7月の審議会に先立ち、文書で、委員の皆様も私も意見を出しており、それに対して7月審議会の文書では、今後対応するという返事であったにも関わらず、個別の回答はまだもらっていないので、今日の資料で見えてない部分についても質問しないといけなかなと思っている。また、他の委員のご質問に関してはやはり回答したほうがいいのではないか。

7ページ目の大気汚染について私は質問しており、大気環境基準を指標について大ざっぱ過ぎるのではないか。つまり環境基準をおおむね達成しているから大気環境がいいというのは、大ざっぱ過ぎて、光化学オキシダントに注目すべきだと考える。それに対して、7ページに書いてあるのは光化学スモッグで注意報発令回数が指標になるということだが、これは環境基本法にもある予防原則の観点からすると、もう健康への危機の直前の段階なので、指標としては不適切かと思う。光化学オキシダントの状況などを勘案した成果指標があったほうがいいと思うがいかがか。

橋本 環境政策課副課長 前回のご意見に対する回答を準備できておらず、申し訳ない。内部検討においては原島委員のご指摘を踏まえ、こちらは所管が環境政策課だが、光化学オキシダントの指標を測れるものがないか内部で検討した結果、光化学スモッグ注意報発令回数を提案している。他都市の状況も見ても、環境基本計画の中で、この指標を設定しているところもある。引き続き、他の指標の設定についても検討を進めるが、設定が難しいものもあるため、ご理解をお願いしたい。

篠原 会長 光化学オキシダントは指標にするには問題があり過ぎて、全国的に達成してない。光化学オキシダントの発生がどこから来ているのかという問題があって、厳しい値が環境基準値として設定されており、どこもクリア出来てない。光化学オキシダントは工場からの排ガスがよってできる、あるいは車の排ガスに起因するものということだけでなく、森から出る炭化水素にオゾンが反応して光化学オキシダントができてしまうということもあり、それから海にあるオゾンが入り込んで、オキシダントの測定レベルを上げてしまうという、いろんな仕組みがあり、今ほとんど全国的にはクリアしない傾向にある。そういうわけで、光化学スモッグであれば、注意報として出た場合に

はカウントできるということで、上がってきたと思う。これについてはもう少し環境政策課で検討してもらって、大気汚染を何であらわすか、市民にわかりやすいもの、基準があるかどうか、考え方があるかどうか。PM2.5 などの問題やいろんな指標もあるので検討してほしい。

原島 委員 私が意見を述べた結果、意図しない基準が出てきたということはお伝えしておきたい。光化学スモッグの発令というのは多分環境基準どころか、ひどい状態で、水道町等で測れば、基本的に自動車の排ガスなどが反映されるかと思う。そういう基準乗り越えるためにどうしたらいいのか。車の排ガスに対する規制をしていこうと、首都圏でやっているような政策が動いていくのかなと想像していた。

篠原 会長 想定の手答が出てこなかったというのは、よくわかった。そういうところが検討課題ということで。

橋本 環境政策課副課長 補足で、原島委員からも、前回いろいろ意見いただいている中で、主に例えば主観的な指標はそぐわないや地下水のところで市民1人当たりの水使用量とかを掲げさせていただいたところに対して、水量水質を測れる指標がいいのではないかという意見も、他の委員の方からもいただいております、その辺も踏まえ一応設定をしている。

張 委員 補足で、大気汚染と健康については、大気環境学会と環境省が議論している。オキシダントの基準は、全国一律でよいかななどについては、国の方針が出たらいいと思う。

篠原 会長 大気関係の国の方針を待つてはどうかと。基準については、要検討で。大体意見も出尽くしたので、今ご意見いただいたものをこの計画案の中に盛り込んで、次回はこのたたき台がなくなって、案として出てくると考えてよろしいか。事務局、どういうスケジュールでいくか。

橋本 環境政策課副課長 次は12月中にもう一度報告の時間をとらせていただきたいと思います。その段階では計画の冊子の形になったものを素案としてお示ししたい。

篠原 会長 今日は第3章だけ検討していただいたが、その他の章を加えた冊子が次出てくるということで、全体の構成が見えてくると。計画自体は来年の議会の議決は必要か。

池田 環境政策課長 いえ、委員会で報告が必要な案件。

篠原 会長 了解。次の会で、練り上がったものが出てくれば、次の回で終わりと。それまでに、要検討事項が大分残ったので、まとめて、皆さんにメールで送っていただくということをお願いしたい。皆さんのほうから何かないか。

(意見なし)

終 了

篠原 会長 本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和 3 年度第 3 回熊本市環境審議会を閉会する。

以 上